椎葉村公共施設等総合管理計画



平成29年3月 令和4年3月改訂

宮崎県 椎葉村

目 次

第1章	計画策定の背景と目的	1
1.	背景と目的	
2.	計画の位置付け	
3.	計画の対象期間	
4.	計画の対象施設	
第2章	椎葉村の現状	3
1.	人口推移(将来推計)	
2.	財政状況	
第3章	公共施設等の現状と将来見通し	6
1.	公共施設等の現状	
2.	公共施設等の維持・補修・更新に係る経費見込み等	
3.	公共施設等の更新費用を踏まえた財政見通し	
第4章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	10
1.	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
2.	現状や課題に関する基本認識	
3.	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
4.	フォローアップの実施方法	
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	13
1.	建物系施設の現状及び実施方針	
2.	インフラ系施設の現状及び実施方針	

第1章 計画策定の背景と目的

1.背景と目的

本村では、戦後の高度経済成長期や近年の多様化する行政需要に応えて、これまで多くの建物系施設やインフラ系施設(以下「公共施設等」という)を整備してきました。これらの公共施設等は、本村の行政運営や村民生活の基盤、さらには地域コミュニティの拠点として、村の発展にも大きく貢献してきました。

しかし、これらの公共施設等においては、整備から数十年が経過し老朽化が進んだ施設や当初の役割を果たし将来的な利活用が望めない施設があるほか、近年多発する地震災等を受け耐震化が必要となった施設もあります。したがって、通常の維持管理に加え、今後は大規模改修や建替、更新、解体などに要する多額の資金が必要となります。

一方、財政面では過疎化や少子高齢化等の進行による人口減少が影響し、税収等の自主 財源の確保が困難となり、交付税等の依存財源の割合が年々大きくなるなど、厳しい財政運 営が続いています。今後は、近年増大する公共施設等に要する経費をいかに適正水準に抑 えるかが、喫緊の課題となっています。

また、人口構成の変化等に伴い、公共施設等の利用需要やニーズの変化も予想され、長期的視点に立った公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進めていくことが求められています。そして、これらを踏まえた上で、財政負担の軽減と平準化を図り、様々な分野にわたる公共施設等の最適配置を実施していく必要があります。

本計画の策定は、まず本村における公共施設等の実態を把握し、人口動態や今後の財政状況等を踏まえつつ、将来にわたって安全で持続可能な公共施設等のサービスを提供し続けていくことを最大の目的としています。さらに、有効活用や適正配置、適切な維持管理の実現に向けた総合的かつ長期的な視点からの基本方針を示すものです。

2.計画の位置付け

本計画は、平成26年4月に総務大臣が通知した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」による計画策定要請を受け、本村の公共施設等の今後の在り方について基本的な方向性を示すものとして位置づけます。

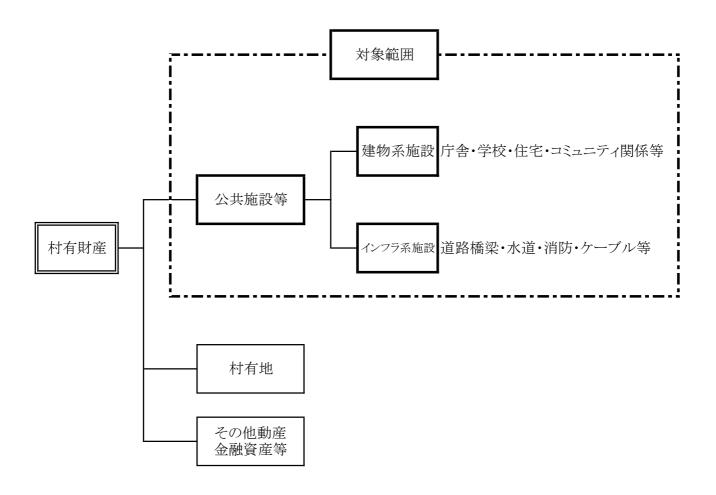
また、「椎葉村長期総合計画」を含めた村の各種計画との整合を図るとともに、分野横断的に施設面における基本的な取り組みの方向性を示すものでもあります。

3.計画の対象期間

公共施設等を総合的に適切な管理運営を行っていくためには、中長期的な視点が不可欠です。そのため、本計画は、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とします。また、計画については、財政状況、試算方法及び制度の変更等が生じた場合などにおいて、必要に応じて適宜見直すこととします。

4.計画の対象施設

本計画で対象とする施設は、村有財産の中で、建物系施設(庁舎、学校、住宅、その他の村民利用施設等)と、インフラ系施設(道路、橋梁、水道、ケーブルネット等)を合わせた公共施設等とします。



第2章 椎葉村の現状

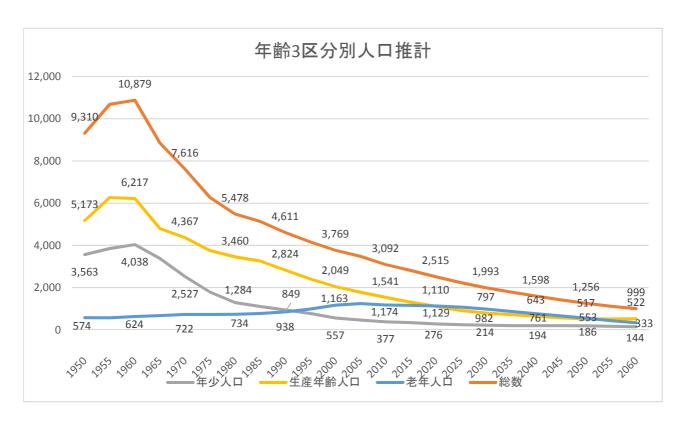
1.人口推移(将来推計)

本村の人口は、昭和35年(1960年)の10,879人をピークに減少の一途を辿っており、平成28年4月現在では、住基人口2,918人(※現住人口2,718人)となっています。国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した将来人口推計では、現状の人口減少は止まらず平成42年(2030年)に1,993人、平成72年(2060年)には999人まで減少していくことが推計されています。

また、65歳以上人口が平成7年(1995年)に年少人口を上回り、さらに平成32年(2020)年には生産年齢人口を上回るなど、高齢化が現状よりも進む予測となっていますが、高齢者人口については2005年の1、243人をピークに減少していく予想となっています。

現在の年齢構造からみても今後の人口減少は避けられない状況となっていますが、本村では将来も椎葉村を永続的に維持させていくために、目標とする人口ビジョンを設定しました。 この目標設定では、2060年時点でも4歳以下の人口が100人前後を維持し、総人口が現在の半数程度を確保するとしています。

そこで、長期的な基本方針と短期的な具体的施策を盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生椎葉村総合戦略」を平成27年に策定し、地方創生の取り組みにより今後の人口減少に歯止めをかけ、いつまでも住み続けたい村、いきいきとした村の実現を目指しています。



(単位:人)

区分 年	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
年少人口	377	341	276	241	214	198	194	194	186	165	144
生産年齢人口	1,541	1,307	1,110	919	797	720	643	567	517	514	522
老年人口	1,174	1,160	1,129	1,073	982	866	761	656	553	433	333

[国立社会保障・人口問題研究所]

2.財政状況

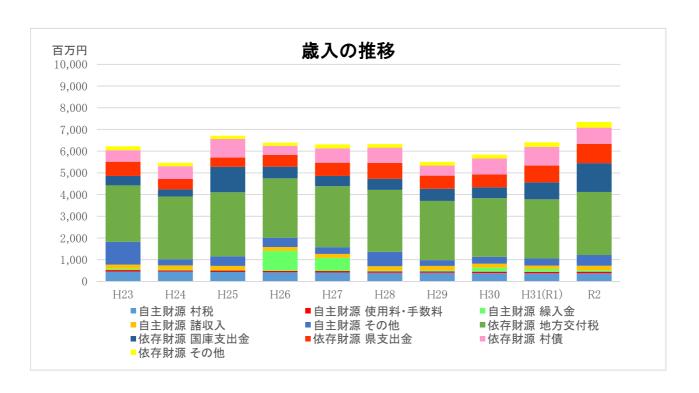
(1)歳入

本村の歳入は、近年約63億円前後で推移しています。歳入の大きな特徴は、村税などの自主財源の占める割合は約25%と低く、残りの約75%は地方交付税や村債などの依存財源に頼っており、厳しい財政状況にあります。

今後は、人口減少による村税の減少、地方交付税や国県支出金の大きな伸びが期待できないなど、歳入全体額が減少することが予想され、今後も厳しい財政運営が続く見通しです。 自主財源の安定確保を最重要課題として、国や県の動向を把握して財源確保に努める必要があります。

(単位:千円)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
	村税	457,794	445,354	433,110	419,721	410,807	398,863	395,620	381,885	374,739	374,191
	使用料•手数料	63,185	63,679	63,786	62,213	63,259	64,608	65,073	68,010	66,591	71,333
自主財源	繰入金	57,072	31,688	30,000	922,496	604,765	40,000	57,300	178,857	128,742	78,477
	諸収入	196,677	198,073	187,055	179,088	187,688	196,124	194,938	187,487	157,885	196,238
	その他	1,042,574	273,660	440,605	425,970	312,742	660,597	263,819	319,528	322,223	497,539
	地方交付税	2,603,630	2,891,597	2,947,659	2,739,058	2,805,806	2,857,835	2,730,493	2,698,709	2,730,245	2,898,684
	国庫支出金	435,272	330,239	1,172,730	539,589	475,616	506,816	562,263	496,646	778,808	1,333,407
依存財源	県支出金	658,916	486,360	430,405	532,344	607,964	739,380	604,555	591,023	774,901	890,089
	村債	531,532	587,584	855,717	429,373	667,466	698,873	460,384	742,560	865,132	741,071
	その他	173,544	153,067	147,195	140,217	175,073	164,850	173,634	176,098	208,022	258,221
	歳入合計	6,220,196	5,461,301	6,708,262	6,390,069	6,311,186	6,327,946	5,508,079	5,840,803	6,407,288	7,339,250



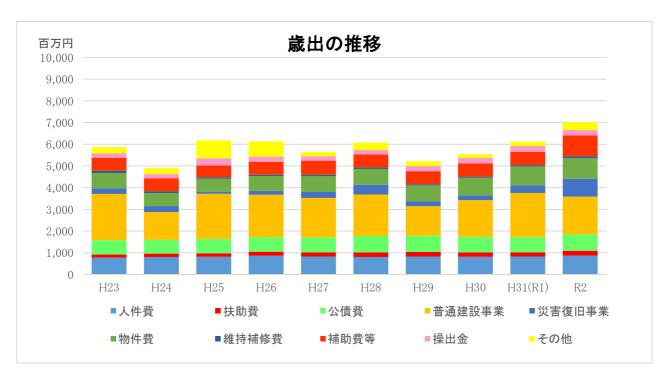
(2)歳出

本村の歳出は、近年約60億円前後で推移しています。歳出の大きな特徴は、普通建設事業費などの投資的経費が約35%を占めており、道路や水道施設などのインフラ施設整備に大きな経費を要しています。

今後は、過疎化・少子高齢化に伴い扶助費や集落支援に係る経費が増加することが予想されます。投資的経費についても、地理的条件からインフラ施設の維持・更新に係る経費は増加することが予想されます。限られた財源を最大限に活用し、健全な財政運営を行う必要があります。

(単位:千円)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
\(\lambda_1 \rightarrow 1 \ri	人件費	774,187	804,430	814,211	864,894	825,402	810,281	827,427	815,351	826,480	874,643
義務的 経費	扶助費	146,295	158,219	160,738	188,571	186,170	205,594	204,912	195,105	191,771	217,942
,,,,,,	公債費	659,177	644,109	664,528	667,936	699,175	753,268	752,820	726,913	718,228	755,322
投資的	普通建設事業	2,131,376	1,268,578	2,080,626	1,951,077	1,813,614	1,911,062	1,358,730	1,688,059	2,022,188	1,739,536
経費	災害復旧事業	261,133	274,660	92,436	177,988	278,171	449,423	221,625	223,417	343,163	817,340
	物件費	705,963	600,533	596,589	684,002	717,992	729,264	738,986	806,592	881,402	955,115
	維持補修費	104,078	79,964	69,573	62,413	77,990	76,824	50,270	55,797	55,027	83,138
その他の経費	補助費等	598,999	600,556	543,754	596,814	644,638	590,088	604,006	609,670	608,753	970,494
,,,,,,	操出金	199,250	196,122	331,239	234,248	209,898	203,847	239,735	255,719	272,504	241,775
	その他	283,053	272,449	823,151	709,306	180,213	339,213	214,964	164,918	206,992	352,218
	歳入合計	5,863,511	4,899,620	6,176,845	6,137,249	5,633,263	6,068,864	5,213,475	5,541,541	6,126,508	7,007,523



第3章 公共施設等の現状と将来見通し

1.公共施設等の現状

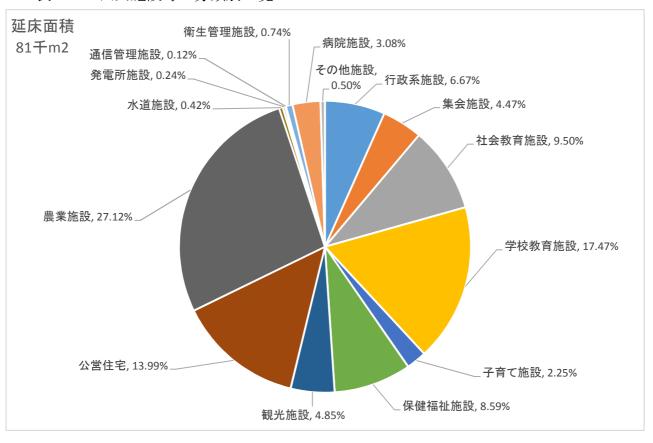
当計画は、今後の維持管理の取り組みの方向性を検討することを目的としており、村有公共施設を対象とします。公共建築物(工作物を含む)の保有数は264施設*1、総延べ床面積は80,700㎡です。施設一覧は表3-1で示しています。分類別でみてみると、図3-2で示すとおり、農業施設27.12%、学校教育施設17.47%、住宅13.99%であり、この3種類だけで、村全体公共施設(建築物)の約6割を占めていることになります。年度別でみてみると、図3-3で示すとおり、全体の約2割が1981年以前の旧耐震基準で建築された建築物となっています。

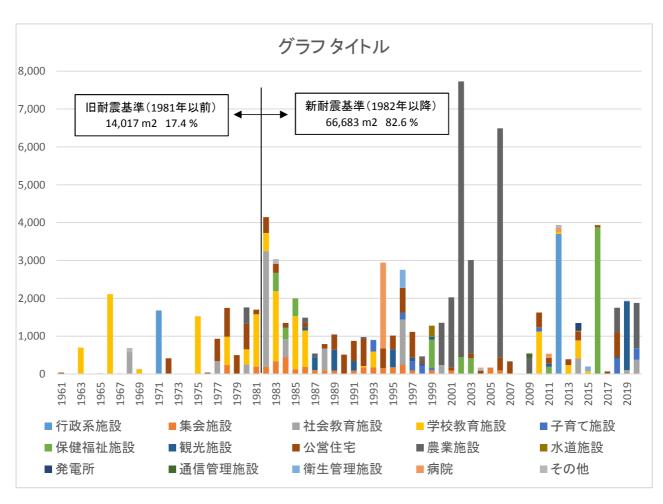
表3-1 公共施設等の分類別一覧

大分類	小分類	施設名称	所管課
行政系施設	庁舎、行政系施設	役場 開発センター	総務課
集会施設	公民館、集落センター、その 他集会施設	集会所 営農研修センター 生活改善センター	教育課 農林振興課
社会教育施設	運動公園、体育館、博物館等	椎葉民俗芸能博物館 十根川保存地区民家公開施設	教育課
学校教育施設	小学校、中学校、その他教育 施設	給食共同調理場	教育課
子育て施設	児童館、保育所	児童館 保育所	福祉保健課
保健福祉施設	高齢者福祉施設、その他社会福祉施設	総合保健センター 特別養護老人ホーム「平寿園」 共同生活支援施設 推葉おおもり歯科クリニック	福祉保健課
観光施設	商工観光施設	物産センター キャンプ場 観光トイレ	地域振興課
公営住宅	住宅	村営住宅 公営住宅 山村定住住宅 へき地数員在宅	建設課
農業施設	生産加工施設、畜産施設	椎茸生産施設 農産加工センター 家畜管理センター	農林振興課
道路		村道 林道	建設課
		農道	農林振興課
水道施設		岩屋戸浄水場	建設課
発電所施設			建設課
<u></u> 連信管埋施設			地域振興課
衛生管理施設		し尿処理施設	税務住民課
病院		国民健康保険病院	病院
その他施設		消防 治山 河川	総務課 農林振興課 建設課
	行政系施設社会学子保健銀社会教育 育福 光 で 有福 光 営 権 光 営 権 光 営 権 光 営 権 施 所 管 管 施 施 所 運 施 施 正 電 管 管 で 高 に で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で	行政系施設 庁舎、行政系施設 集会施設 公民館、集落センター、その他集会施設 社会教育施設 運動公園、体育館、博物館等 学校教育施設 小学校、中学校、その他教育施設 子育て施設 児童館、保育所 保健福祉施設 高齢者福祉施設、その他社会福祉施設 人営住宅 住宅 農業施設 生産加工施設、畜産施設 道路 水道施設 発電所施設 通信管理施設 衛生管理施設 病院	行政系施設 集会施設 集会施設 集会施設 な民館、集落センター、その 他集会施設 本会が実施設 連動公園、体育館、博物館等 社会教育施設 運動公園、体育館、博物館等 対対民体管・芸能博物館 本音に表表で、一生活改善センター 本のとは、大きな、中学校、その他教育 大きな、中学校、中学校、その他教育 施設 子育て施設 月童館、保育所 保健福祉施設 子育で施設 日童館、保育所 保健福祉施設 本音に表表します。 本語に表表します。 本語に表表もます。 本語に表表します。 本語に表表もます。 本語に表表は表表します。 本語に表表もます。 本語に表ます。 本語に表ます。 本語に表ます。 本語に表ます。 本語に表ます。 本語に表ます。 本語に表ます。

^{※1} 施設名称に基づいた施設数

表3-2 公共施設等の分類別一覧





2.公共施設等の維持・補修・更新に係る経費見込み等

本村における公共施設等について、今後10年間の維持・補修・更新経費を算出すると、図3-4のとおりとなります。これは、現在の公共施設等を同規模のまま事後保全方式で耐用年数まで使用し、そのままの規模で造り替えるという単純更新を繰り返していくと仮定したものです。この場合の、本計画期間における経費は総額約166億円を要すると予測されています。

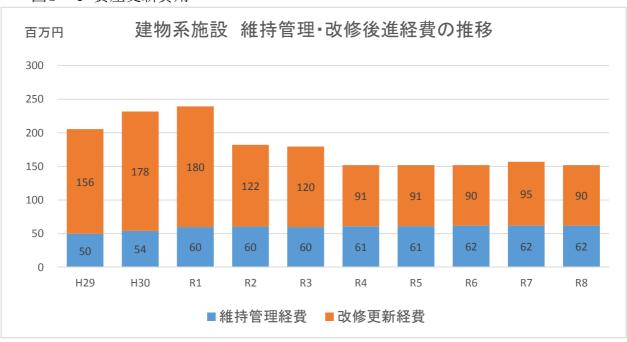
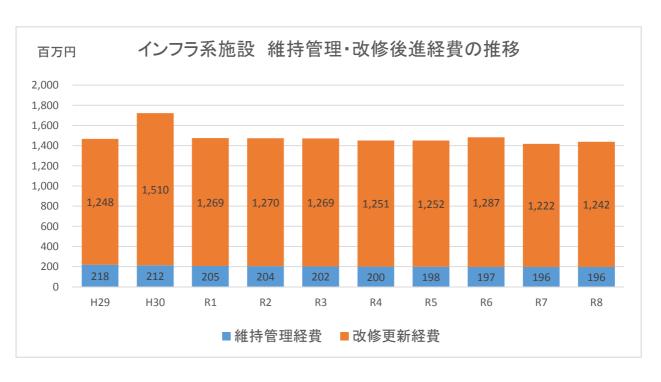


図3-4 資産更新費用



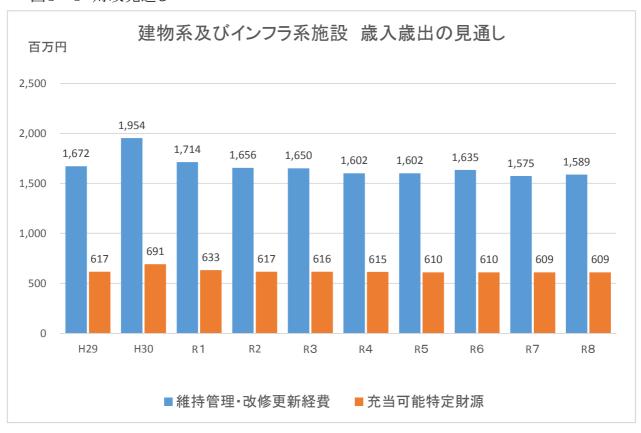
3.公共施設等の更新費用を踏まえた財政見通し

公共施設等の維持・補修・更新に係る経費に充当可能な財源見込みは、図3-5のとおりとなります。財源の算出については、

- (1) 平成27年度決算額を基準
- (2) 国県支出金はほぼ横ばいで設定
- (3) 村債発行額は大規模な更新時期を除き2億円で設定
- (4) その他の歳入(使用料等)は人口減少等を見込み若干減額で設定
- (5) 基金繰入は例年並みで設定
- 以上の条件で算出しています。

今後10年間の公共施設等の更新等経費に必要な一般財源額は、1年当たり約10億円となります。特定財源が減少していくなか、一般財源についても人口減少により村税及び交付税が伸びないため、村債発行や基金取り崩しなど財源確保が必要となってきますが、財政指数悪化に繋がるため注意していく必要があります。この状況は今後10年以降も続く見通しであるため、今後の財政状況を勘案しながら、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を図っていく必要があります。

図3-5 財政見通し



第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1.全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本村の公共施設等の情報は、これまで各会計・各担当課ごとで管理されており、それぞれの判断に基づいて取り組みがなされるなど、総合的かつ計画的な管理の観点においては、全庁的な取り組みが十分ではありませんでした。限られた財源の中、公共施設等の管理を効率的・効果的に行っていくためには、全庁的な推進体制を構築し、様々な情報を一元管理しながら共有化を図る必要があります。

そこで、今後は、平成28年度までに整備し平成29年度から運用開始するすべての公共施設等の情報を網羅した「公有財産台帳システム」を活用していくことで、情報の一元管理を行い、全庁的な視点による既存施設の有効活用や長寿命化、施設配置の適正化といった総合的かつ計画的な取り組みが可能な管理体制を構築します。

また、これらの情報を基に、資産状況を正確に把握し、新地方公会計制度に則したコスト計算や分析を行うとともに、健全な財政運営と連動した公共施設等のマネジメントに努めていきます。

2.現状や課題に関する基本認識

(1)施設配置・総量の適正化

本村の将来人口は、減少が避けられない状況であり、年齢構成も年少人口や生産年齢人口の低下が懸念される一方で、高齢人口の割合が高くなることが予測されています。このような少子高齢化が進むと、子育て施設や教育施設に余剰が生じ、高齢者を中心とする福祉・保健施設等への需要が高まるなど、住民のニーズが変化していくことが予想されます。さらに、過疎化が急速に進む地区では、整備された公共施設等が利活用されなくなる恐れもあります。

今後は、このような状況変化への対応が求められるため、施設規模の見直し、既存施設の 転用や改修などにも取り組む必要があります。また、地区によっては人口減少や年齢構成等 の推移も異なることから、地区や集落単位のニーズにも適切に対応していくことが求められま す。そして、これらの取り組みに加えて、費用対効果や効率性など財政面からの総合的評価 も行いながら、施設保有量の最適化を図る必要があります。

(2)施設の老朽化対策

本村では、建設から数十年経過した公共施設等が複数あり、今後、建物系・インフラ系施設のいずれも多くの施設で更新時期を迎えることになります。既に役場庁舎をはじめ高齢者等利用施設や学校施設などでは老朽化対策がなされた施設もありますが、これから耐用年数が近づきつつある施設は、安全性を確保するための対策が急務となります。

そこで、老朽化が懸念される施設に対し、長期的な視点から十分な調査や検討を行った上で、改修及び耐震化などの長寿命化や施設の更新、また利用廃止を含む統廃合などについても、早急に判断していくことが重要です。

さらに、厳しい財政運営の中、適正な行政サービスを継続していくため、今まで以上にトータルコストの縮減、平準化を図りながら、計画的な老朽化対策を実施していきます。

(3)公共施設の管理上の課題

本村は、537. 29km²と広大な面積を有しているほか、地区や集落が点在するなど、地理的条件から民間施設が少ない状況であるため、これまで多くの公共施設等を行政が整備し、保有してきました。人口減少が進む近年は、自主財源の減少とともに、これらの施設の維持管理経費の財源確保も厳しい状況に置かれていますが、同時に多種多様な複数の公共施設等を管理していく人材確保も困難な状況にあります。

そこで、一部の施設では、指定管理者制度など民間委託による管理運営も導入しています。今後も、コスト削減や行政サービス水準の安定化につながる取り組みは積極的に行っていきます。

(4)エリアマネジメントへの対応

本村における国・地方公共団体の公共施設等は、これまでそれぞれの方針のもとで整備や維持管理を行ってきました。今後は、互いの施設情報の共有化を図りながら、必要に応じた相互連携による施設整備や活用の最適化に取り組み、コスト削減や住民のニーズにも対応していきます。

3.計画の対象期間

(1)点検・診断等の実施方針について

法定点検や定期的な自主点検等を行っている施設は、引き続き実施していきます。なお、 点検・診断等において、専門的知識や資格を要する部分に関しては外部委託によって実施 し、職員等の担当者で実施可能な場合は、研修などにより知識や技術の向上を図り、適正な 保全管理に努めます。

また、継続的に点検・診断等を実施していくことにより、各施設の問題点や状況の把握に努め、その結果、損傷や老朽化が確認された場合は、安全性の確保を最優先に長寿命化や 適正な保全管理につながる対策を講じます。

(2)維持管理・修繕・更新等の実施方針について

公共施設等の維持管理については、利用者の安全確保と施設の長寿命化につながるよう、随時適切に行います。修繕や更新の必要がある場合は、全庁横断的な観点から優先順位を設け、中長期的な計画により実施し、さらに修繕か更新かの選択は将来的なトータルコストや平準化を考慮した上で適正に判断します。なお、対象施設のうち個別計画等を策定している場合は、その計画により維持管理等を行います。

また、更新等を行う場合は、必要に応じて民間資金等(PPP/PFI)の活用も検討します。

(3)安全確保の実施方針について

点検・診断等を実施して、危険性があると判断された場合や周辺環境に影響を及ぼすことが判明した場合には、速やかに最善の対策を講じ、利用者等の安全確保に努めます。さらに、耐震化や防災機能の向上を図り、危険性の低減に努めます。

また、すべての公共施設等において、各種計画との整合性を確認した上で、子どもや高齢者、障がい者等の社会的弱者に配慮し、バリアフリー化やユニバーサルデザインの活用を推進するなど、多くの方々が利用しやすい環境を整備します。

(4)耐震化の実施方針について

建物系施設のうち、耐震化がなされていない住民等の利用度が高い施設や教育・福祉施設等は、速やかに耐震診断を行い、安全が早急に確保できるよう優先的に対策を講じていきます。さらに、インフラ系施設についても、重要度の高い生活道の橋梁などから予防的に耐震化を図り、危険性の低減に努めます。

また、新たな公共施設等を整備する場合や改修等を行う場合は、設計段階において耐震性能を十分に考慮していくほか、これらの対策に要する経費は、国県の制度事業を積極的に活用するなど財源確保にも努めます。

(5)長寿命化の実施方針について

今後も存続し活用していく施設については、定期的な点検・診断等を実施し長寿命化につなげることで、安全安心な行政サービスの提供に努めます。さらに、公有財産台帳に基づき、耐用年数が近づきつつある施設は、総合的な観点のもと必要性と優先度を考慮して長寿命化を図ります。

また、各施設において長寿命化計画が個別に策定されている場合は、本計画との整合性を確認しながら、老朽化等の状況、コストや費用対効果を十分に考慮した上で、維持管理や修繕、更新等を実施します。

(6)統廃合等の推進方針について

厳しい財政状況の中、すべての公共施設等を更新していくことは困難な状況です。今後は、長期総合計画など各種計画との整合性を図りながら、利用状況やニーズを的確に把握し、統廃合等の判断も含めた各施設の適正配置に努めます。

また、統廃合等を進めるにあたっては、議会や住民との合意形成を図った上で、長期的な 視点により総合的に判断することとします。なお、用途廃止となった施設については、転用な ど再利用の可能性を十分に検討し、それでも最終的に不要と判断されたものについては、解 体や財産処分等を行います。

4. フォローアップの実施方針

本計画は、現段階において把握できる公共施設等の状況の基で判断され、策定されています。今後、法制度の改正や社会経済情勢の変化などにより、各公共施設等に求められる機能やニーズに変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

また今後、公共施設等の配置や整備方針を見直す場合には、議会や住民等に対する情報提供や意見聴取等による合意形成を図りながら十分な検討を行い、行政サービス水準の低下につながらないよう適正管理に努めます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1.建物系施設の現状及び実施方針

1-1 行政系施設

(1) 施設概要

施設名	住所		按誤粉	- 		総延床面積	
旭 放石	大字 小字	番地	旭奴奴	- 吸 工 十 及	在週午奴		
椎葉村役場庁舎	下福良 上椎葉	1762番地1	1	2012	10	3,701 m ²	
椎葉村開発センター	下福良 上椎葉	1762-1	1	1971	51	1,681 m²	

(2) 現状・課題及び実施方針	
現状と課題	・本村は庁舎として椎葉村役場1施設、多目的ホール等として村開発センター1施設を有しています。椎葉村役場は平成23年度に建設され、延床面積は3,701㎡。村開発センターは昭和46年度に建設され、延床面積は1,681㎡で、平成26年度より耳川広域森林組合に指定管理者として施設管理を委託しています。両施設とも本村が有する公共施設の中でも大規模な施設となっています。 ・災害時において災害対策の拠点及び情報伝達の中枢的機能を担う施設であることから、非常用発電装置等の管理も必要になります。他に代替できない施設であることから、施設設備の維持管理を継続的に実施します。
点検・診断等の実施方針につ いて	・長期的な維持管理コストを縮減していくため、点検・診断等の継続実施により、問題が確認できた場合には状況に応じた修繕計画を策定します。また、点検・診断等の結果により高度の危険性が認められた場合には、利用者の安全性を確保した上で、修繕等の対応策を早急に実施します。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・施設劣化を防止するために、維持管理を継続して取り組みます。点検・診断等を踏まえた建築・改修について優先順位や維持管理方策を検討するなど、効率性や実施効果が最大となるように努めます。
安全確保の実施方針について	・定期的な保守点検や職員による目視確認により施設設備等の 安全確保を徹底します。また、点検・診断等により施設設備の問題が確認された場合には、管理方策を検討し、修繕の実施や代用設備への更新を行います。

耐震化の実施方針について	・庁舎は平成23年度、村開発センターは昭和46年度に建設されています。耐震化について調査及び対策は完了しており、問題ない状況です。
長寿命化の実施方針について	・大規模改修は行わず、施設の点検・診断等を踏まえた予防保 全型の維持管理にて推進します。定期的な点検や維持管理を 行うことで施設の長期的な利用を実現します。
統廃合等の推進方針について	・他の用途施設との統廃合については検討していません。

1-2 集会施設

(1) 施設概要

W-77 6		住所		I.I. → P. N/I		勿识 左坐。	(1) 7 1
施設名	大字	小字	番地	施設数	竣工年度	経過年数	総延床面積
間柏原多目的集会センター	下福良	下福良	375番地205	1	1981	41	76 m²
若宮多目的集会センター	下福良	若宮	54番地1	1	1982	40	59 m²
桑の木原多目的集会センター	下福良	下水流	107番地77	1	1983	39	76 m²
木浦集落センター	下福良	木浦	1373番地2	1	1982	40	49 m²
尾八重集落センター	下福良	上福良	2226番地	1	1984	38	77 m²
内の八重集落センター	下福良	内の八重	1558番地93	1	1985	37	74 m²
夜狩内集会センター	下福良	夜狩内	439番地	1	1986	36	85 m²
滝集会センター	下福良	横野	2197番地	1	1988	34	99 m²
中の八重集落センター	松尾	和戸内山	260番地	1	1985	37	56 m²
向山日当多目的集会施設	不土野	下灰の川内	589番地乙	1	1996	26	160 m²
古枝尾集会センター	不土野	尾銘谷	1138番地	1	1989	33	90 m²
栂尾集落センター	大河内	栂尾	234番地1	1	1982	40	79 m²
小崎集落センター	大河内	雨木	1669番地21	1	1983	39	163 m²
大藪集落センター	大河内	大藪	500番地43	1	1984	38	106 m²
川の口集落センター	大河内	川の口	1407番地2	1	1984	38	90 m²
合戦原集会所	大河内	矢立	1302番地606	1	1984	38	103 m²
矢立集会所	大河内	矢立	1302番地608	1	1983	39	103 m²
本郷地区集会所	大河内	大河内	918番地1	1	1987	35	103 m²
大河内農村広場休憩所	大河内	平	726番地2	1	1984	38	60 m²
丸野地区集会所	大河内	丸野	677番地156	1	1986	36	103 m²
十根川営農研修センター	下福良	十根川	895番地2	1	1991	31	90 m²
奥村営農研修センター	下福良	奥村	1028番地	1	1992	30	90 m²
尾手納営農研修センター	不土野	唐谷	760番地1	1	2005	17	170 m²
向山日添営農研修センター	不土野	日添	907番地2	1	1994	28	160 m²
尾前上営農研修センター	不土野	高砂	302番地口号	1	1995	27	90 m²
竹の八重営農研修センター	松尾	竹の八重	1111番地1	1	1992	30	90 m²
水越営農研修センター	松尾	無知の尾	40番地1	1	1993	29	90 m²
小河内営農研修センター	松尾	小河内	1336番地2	1	1993	29	90 m²
榎峠営農研修センター	松尾	榎峠	716番地	1	1995	27	90 m²
栗の尾営農研修センター	松尾	道場山	937番地1	1	1997	25	97 m²
下松尾営農研修センター	松尾	引地	396番地	1	1999	23	100 m²
竹の枝尾日当営農研修センター	大河内	上竹の枝尾	1939番地10	1	2001	21	95 m²
竹の枝尾日添営農研修センター	大河内	小向	1902番地2	1	2006	16	101 m²
臼杵又営農研修センター	大河内	臼杵又	1801番地	1	1996	26	90 m²
不土野生活改善センター	不土野	茸木谷	1377番地1	1	1981	41	120 m²
大河内生活改善センター	大河内	大河内	1012番地96	1	1978	44	237 m²

現状と課題	・公民館や集会所、営農研修施設の経年による老朽化に伴い、修繕等の要望が増加しています。特に、高齢者の増加により和式トイレから洋式トイレへの改修は増加傾向にあります。・公民館建設費補助金等を活用するなどして各地区、各集落にて維持管理や修繕を実施していますが、大規模改修となると地域負担も大きくなるため、改修に踏み出せない地域も存在しています。
点検・診断等の実施方針につ いて	・点検、診断等は各施設の維持管理者に一任しています。 ・状況に応じて、一斉点検の実施や施設ごとに修繕計画策定を 検討します。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・施設管理者へ適正な維持管理を実施するように指導しています。・各地区からの報告により、施設管理者と担当課で連携を図り、修繕内容等の方針を定めています。
安全確保の実施方針について	・緊急性があり、老朽化が進行している施設の点検を優先的に実施し、破損や落下等による事故の未然防止に努めます。
耐震化の実施方針について	・耐震調査は未実施であることから、建設年度の古いものや避難 所等として利用される集会所は、早期に耐震調査を実施し、対策 を講じるとともに適正に維持管理を行います。
長寿命化の実施方針について	・施設管理者に適正な維持管理の実施について指導を行い、担 当課と連携を図ることで各施設の長期的な利用を目指します。
統廃合等の推進方針について	・各地区に当該施設を設置しているため、距離等の問題から統合については難しいと考えています。・各地区と緊密に連携を取りながら、統廃合に関する案件が発生した場合には、十分な検討の上、統合又は廃止を実施していきます。

1-3 社会教育施設

(1) 施設概要

施設名			住所		施設数	姚 丁年	奴 海年粉	総延床面積
		大字	小字	番地	旭餀剱	- 吸工中及	在週午数	松進水田惧
大いちょうふれあいセンター	集会所	松尾	下屋敷	409番地5	1	2014	8	411 m²
XV 192724 (00) V 1627	体育館	松尾	下屋敷	409番地5	1	1968	54	583 m²
鹿野遊ふれあいセンター	集会所	下福良	内の八重	1647番地	1	1982	40	779 m²
椎葉村総合運動公園	運動場	下福良	若宮	54番地の2	1	1980	42	262 m²
在朱竹 松 口 建	体育館	下福良	若宮	54番地の2	1	1982	40	2,032 m²
尾八重地区体育施設	運動場	下福良	上福良	2327番地の7	1	1992	30	0 m²
尼八里地区	体育館	下福良	上福良	2327番地の7	1	1988	34	574 m²
椎葉民俗芸能博物館		下福良	上椎葉	1822番地4	1	1996	26	1,189 m²
十根川保存地区民家公	公開施設	下福良	十根川	936番地1	2	2000	22	238 m²
	宿泊施設1	下福良	仲塔	1183番地	1	1982	40	252 m²
仲塔渓谷の館	宿泊施設2	下福良	仲塔	1183番地	1	2019	3	107 m²
	体育館	下福良	仲塔	1183番地	1	1984	38	485 m²
	集会所	下福良	財木	1259番地	1	1977	45	341 m²
財木地区集会所	その他	下福良	財木	1259番地	1	1965	57	17 m²
	その他	下福良	財木	1259番地	1	1967	55	17 m²
尾向交流拠点施設 iro	ri	不土野	寺所	388番地3	1	2020	2	380 m²

現状と課題	 ・運動公園は、大規模改修を実施済みですが、車の乗り入れ等でグラウンドを傷めている状況が続いているため、取り付け道の設置を検討しています。 ・各地区の体育館は、長期間にわたり修繕等が未実施なものが多く、大規模改修が必要な施設も多く見受けられます。 ・老朽化が進行している施設では計画的な改修が必要であり、補助金等の利用を模索し、実施していきます。
点検・診断等の実施方針につい て	・点検、診断等について、運動公園では管理人、各地区の体育館では公民館を中心として実施しています。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・管理人や公民館にて各施設の維持管理を実施しています。 ・軽微な修繕については担当課と施設管理者で協議のもと、適 宜修繕していきます。

安全確保の実施方針について	・住民が運動する施設であるため適正な維持管理に努め、施設の老朽化による事故が発生しないように、定期的な点検を実施していきます。
耐震化の実施方針について	・耐震調査は実施済みです。しかし、松尾地区体育館については、耐震補強を含めた大規模な改修工事が必要となるため、村 単独工事の実施は難しい状況です。優先順位を考慮しながら制度事業を活用した改修を検討中です。
長寿命化の実施方針について	・維持管理を徹底し、必要に応じて改修を行うなど、現状以上の老朽化が進まないよう、対策を講じます。
統廃合等の推進方針について	・当分は、廃止の予定はありません。なお、旧学校施設等で地域の社会教育施設として利用されている場合は、地域住民の要望に対応した取り組みを行います。

1-4 学校教育施設

(1) 施設概要

施設名		住所		描記粉	姚 丁年度		総延床面積	
		大字	小字	番地	旭叹奴	吸工 中及	在週午数	松延水田惧
	校舎				1	1975~1976	45~46	1,529 m²
 椎葉小学校	屋内運動場	下福良	上椎葉	1739-23	1	1978	44	752 m²
作来小子仪	その他	广恒区		1739-23	2	1992~1993	28~29	34 m²
	集いの木の家				1	1993	29	415 m²
	校舎				1	1983	39	750 m²
旧小崎小学校	屋内運動場	大河内	雨木	1665	1	1985	37	485 m²
	その他				1	1983	39	58 m²
	校舎				1	2014	8	443 m²
不土野小学校	屋内運動場	不土野	井手の谷	1396	1	1980	42	390 m²
	その他				2	2009•2012	12•9	49 m²
	校舎	不土野	寺床	383	1	1985	37	915 m²
 尾向小学校	屋内運動場				1	1983	39	518 m²
尼 问小子仅	焼畑展示室	1, 工型	17 //		1	2015	7	56 m²
	その他				1	2015	7	24 m²
<u>!</u>	校舎		下屋敷	409-14	2	1981•1994	40•27	1,383 m²
松尾小学校	屋内運動場	松尾			1	1983	39	518 m²
	その他				1	2014	8	36 m²
	校舎			1110	1	2010	12	591 m²
大河内小学校	屋内運動場	大河内	野々首		1	1982	40	476 m²
そ	その他				1	2010	12	50 m²
椎葉中学校	校舎				2	1966~1967	54~55	2,112 m²
	屋内運動場			102	1	1963	59	699 m²
	武道場	下福良	若宮		1	2010	12	483 m²
	寄宿舎				1	1986	36	964 m²
	その他				3	1969•2006•2011	52•15•10	130 m²
椎葉村学校給食共同語	問理場	下福良	若宮	104-1	1	2013	9	238 m²

現状と課題	・各施設とも当初の建築からかなりの期間を経過していますが、 ほとんどの校舎で大規模改修が終わっています。年々児童生徒 数が減少している状況の中、各地区の中心的な施設であるた め、今後も計画的に改修等の整備を行っていきます。
点検・診断等の実施方針につい て	・耐震診断については、すべての教室棟、体育館にて実施済みです。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・維持管理や修繕等については、既存建物の長期利用を目指していく観点から、建物等の現況等を細かく把握しつつ、計画的に修繕を行っていきます。
安全確保の実施方針について	・児童生徒が安心して学校生活が送れるように、改修や修繕時に安全に対する配慮を行います。また、各地区の避難所に指定されている建物もあるため、すべての住民にとって利用しやすい施設にしていきます。
耐震化の実施方針について	・現在は耐震化が必要な建物はありません。・大規模改修等に合わせて、適切に維持管理を行っていきます。
長寿命化の実施方針について	・国の実施方針として、大規模改修よりも長寿命化を推進していることから、今後の建築計画を策定していく中で検討を行います。
統廃合等の推進方針について	・児童生徒数は減少傾向であることから、地域の実情や諸問題に考慮し、小学校の統廃合を慎重に検討していきます。

1-5 子育て施設

(1) 施設概要

施設名		住所		北京几米	始工 左南	奴温年粉	総延床面積
旭 設石	大字	小字	番地	旭祆剱	以上十尺	性四十数	和
上椎葉児童館	下福良	上椎葉	1826番地69	1	1993	29	299 m²
小崎児童館	大河内	雨木	1667番地1	1	1998	24	224 m²
向山児童館	不土野	久保	1009番地ノ2	1	1996	26	185 m²
松尾保育所	松尾	下屋敷	409番地12	1	1997	25	241 m²
大河内保育所	大河内	野々首	1111番地	1	2010	12	98 m²
不土野保育所	不土野	井手の谷	1396番地	1	1999	23	58 m²
椎葉中央保育所	下福良	持田	1829番地72	1	2018	4	404 m²
尾向保育所	不土野	寺所	386番地1	1	2020	2	303 m²

(2) 規状・課題及び実施方針	
現状と課題	・昭和40年代以降、4つの児童館と3つの保育所で、独自の児童保育施策を実施しています。平成31年度までに、「椎葉村子ども子育て支援事業計画」に基づいた児童教育保育制度に移行していきます。 ・施設は、必要に応じて改修されていますが、木造であるため耐用年数が近づいています。 ・制度移行に伴い、施設整備基準に則った施設の改築、改修が必要となります。
点検・診断等の実施方針につ いて	・施設の改築等を行うまでは、これまで同様の通常点検を実施していきます。また、改築等後も、定期的に点検を実施していきます。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・従前通り、保育士等職員により維持管理を行っていきます。 ・修繕・更新等については、「椎葉村子ども子育て支援事業計画」に基づいて実施していきます。
安全確保の実施方針について	・定期的な点検により、安全確保に努めます。
耐震化の実施方針について	・耐震改修促進法で規制対象となる施設はありませんが、耐震のための維持管理は引き続き行っていきます。

長寿命化の実施方針について	・定期的な点検や、維持管理を行うことで長寿命化を図っていきます。
統廃合等の推進方針について	・広範な地域性を考慮すると、保育施設の集中化は困難と判断できますが、児童数の推移に合わせた柔軟な地域型保育の実施が必要になると思われます。 ・今後、対象児童が減少していく施設も予測されるため、廃止もしくは休止を検討する必要があります。

1-6 保健福祉施設

(1) 施設概要

施設名		住所			姚 丁左庄	欠证左粉	総延床面積	
		大字	小字	番地	旭祆剱	以上十尺	性週午级	松進外則傾
総合保健センター		下福良	上椎葉	1762番地1	1	1999	23	752 m²
特別養護老人ホーム「平	寿園」	下福良	若宮	54-337	1	2016	6	3,872 m²
高齢者センター		下福良	上椎葉	1761番地1	1	1984	38	299 m²
高齢者共同生活支援施	設	下福良	上椎葉	1762番地1	1	2003	19	417 m²
集 栂尾地区介護支援施設	集会所	大河内	栂尾	185番地13	1	1985	37	466 m²
	本育館	大河内	栂尾	185番地13	1	1983	39	485 m²
椎葉おおもり歯科クリニッ	ク	下福良	上椎葉	1773番地1	1	2011	11	192 m²
多目的運動広場		下福良	持田	106番地70	1	2002	20	448 m²

現状と課題	・総合保健センター、高齢者センター、多目的運動広場、共同生活支援施設については、耐用年数内のため、引き続き管理運営を行っていきます。 ・特別養護老人ホームについては、移転整備事業が平成28年度末に完了するため、新たな施設での管理運営を行っていきます。
点検・診断等の実施方針について	・施設の経年数や、老朽化の程度に応じた点検、診断を定期的に実施していきます。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・利用者や指定管理者からの情報や、職員による点検等で必要とされる維持管理、修繕等を行っていきます。
安全確保の実施方針について	・老朽化が進んだ箇所や安全面に注視した箇所を優先的に点 検していきます。また、要配慮者の利用の安全性を高めていきま す。
耐震化の実施方針について	・耐震改修促進法で規制対象となる施設はありませんが、耐震のための維持管理は引き続き行っていきます。

長寿命化の実施方針について	・定期的な点検や、維持管理を行うことで長寿命化を図っていきます。
統廃合等の推進方針について	・それぞれが目的を持った施設であるために、今のところ、統廃合の対象とした検討は必要ないと考えています。・特別養護老人ホームの移転後の旧施設については、福祉関係を中心に改修、再利用を検討し、不要となる施設は解体も検討します。

1-7 観光施設

(1) 施設概要

施設名			住所		按弧粉	竣工年度	経過年数	総延床面積
		大字	小字	番地	旭臤剱			
椎葉村物産センター	P家本陣	下福良	尾平	509番地184	1	1991	31	253 m²
性条件物度ピングー	製粉施設	下福良	尾平	509番地184	1	1999	23	71 m²
ひえつきの里キャンプ場		下福良	桑弓野	2番地12	6	1989 • 1993 • 1995	32•28•26	549 m²
矢立高原キャンプ場		大河内	矢立	1302番地183	11	1987~1998	23~34	293 m²
仲塔公衆トイレ		下福良	仲塔	1181番地1	1	1983	39	4 m ²
十根川駐車場トイレ		下福良	十根川	880番地15	1	1995	27	31 m²
十根川神社トイレ		下福良	十根川	898番地1	1	1984	38	10 m²
上椎葉観光駐車場トイレ		下福良	上椎葉	1747番地6	1	1998	24	22 m²
上椎葉児童公園トイレ		下福良	上椎葉	1826番地67	1	1998	24	37 m²
女神像公園トイレ		下福良	持田	1828番地116	1	1995	27	39 m²
大久保観光駐車場トイレ		下福良	大久保	817番地1	1	1997	25	55 m²
椎葉門トイレ		松尾	小ケ倉	975番地41	1	1997	25	21 m²
境谷トイレ		不土野	尾前	268番地1	1	1993	29	9 m²
新ひむか 水車がきしむふ	ふるさと工場	不土野	上灰の川内	627番地の23	2	1986~1987	34~35	128 m²
化粧の水		下福良	上椎葉	1822番地	2	2010	12	8 m²
しいば土俵		下福良	上椎葉	1822番地	1	2011	11	81 m²
扇山山小屋		下福良	横野	国有林内	1	1997	25	20 m²
松尾大いちょう広場		松尾	下松尾	383番地1	2	2018	4	44 m²
扇山登山口バイオトイレ		下福良	横野	国有林内	1	2017	5	7 m²
宮交バス車庫トイレ		下福良	上椎葉	1810番地2	1	2017	5	3 m²
小崎公衆トイレ		大河内	雨木	1675番地1	2	2008	14	2 m²
椎葉村交流拠点施設		下福良	持田	1829番地57	1	2019	3	1,820 m²
森林体験交流施設		下福良	十根川	970番地	3	1995•1997	26•24	403 m ²

・観光トイレ及びキャンプ場、物産センターにおいては、(指定) 管理者を設け適正な施設管理を行っています。その他観光関係 施設も同様に、地元住民の協力等を得ながら管理し、観光客が 安心安全に利用できる環境づくりや、異常発生時の早急な対応 に努めている状況です。 ・施設の老朽化が進んでいるため、観光施設や観光トイレの各所 で修繕が多発しています。また、観光客(特に県外)の増加によ る観光トイレのバリアフリー化や洋式化など、観光地として寄りや すい環境整備が必要となってきています。
1

点検・診断等の実施方針につい て	・施設の浄化槽関係においては、業者に委託し点検業務を行っています。建物本体は管理者からの報告及び担当者の視認により、程度の判断を行い、詳しい診断結果が必要な際は専門業者に依頼します。 ・引き続き、定期的な業者点検及び担当者による各施設の点検等を行っていくことで、安全性を確保します。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・キャンプ場においては、引き続き指定管理者制度による施設管理を行います。観光トイレ及び観光施設については、各修繕計画や更新手続きにより利便性の向上や安全性の確保に努め、観光客の利用しやすい環境整備に努めます。
安全確保の実施方針について	・管理者及び担当者による確認作業を行います。また、異常が見られた際は、各所ごとに早急な対応を行い、問題点の改善に取り組みます。
耐震化の実施方針について	・建物基礎部の老朽化に伴う耐震性の問題に関しては、施設の 改修や修繕などにより対応を行います。ただし、大規模な改修を 伴うものは、優先順位を設け、順次対応します。
長寿命化の実施方針について	・施設の経年劣化による損傷が大きいものについては、先の維持管理方針に基づいた改修及び修繕を行います。また、インフラ機能の確実かつ効率的な確保を推進していく上で、定期的なメンテナンスにより、施設の状態を正確に把握します。
統廃合等の推進方針について	・ひえつきの里キャンプ場については、存続の是非について平成28年度を区切りとして判断することとなっています。その他の施設については、利便性、管理上、必要な事例が発生した場合は、公共性、費用対効果を十分に考慮した上で慎重に対応します。また、管理面での統廃合についても同様とします。

1-8 公営住宅

(1) 施設概要

(1) 胞故傚安	1	/ -		ı		I	1
施設名	大字 	<u>住所</u> 小字	番地	施設数	竣工年度	経過年数	総延床面積
上椎葉村営住宅(駐在跡)		上椎葉		1	2007	15	105 m²
上椎葉村営住宅(椎葉小下)		上椎葉		2	1979	43	134 m²
仲塔村営住宅	下福良		1183	2	1961 • 1980	60.41	225 m²
鹿野遊村営住宅		内の八重		1	1997	25	60 m²
尾八重村営住宅	下福良		2050	1	1976	46	42 m ²
下松尾村営住宅	松尾	引地	396-24	2	1983~1984		240 m ²
上椎葉第1公営団地	下福良	上椎葉		3	1977	45	593 m ²
持田公営団地		上椎葉		1	1982	40	351 m ²
若宮第1公営団地	下福良		106-35	8	1991~1992		1,066 m ²
若宮第2公営団地	下福良		84-1	4	1990	32	513 m ²
尾平公営団地	下福良		501-15	3	2006	16	226 m ²
針金橋公営団地	下福良		1829-3	1	1978	44	759 m ²
山中公営団地	下福良		228	2	1972	50	418 m ²
下椎葉公営団地	下福良			1	1980	42	244 m ²
落水公営団地	下福良	佐礼	1736	1	1997	25	380 m ²
小崎公営団地	大河内		1783	1	1997	42	244 m ²
大河内公営団地	大河内		708-93	3	2007	15	244 III 229 m ²
松尾第1公営団地	松尾	下屋敷		1	1979	43	366 m ²
松尾第2公営団地 松尾第2公営団地	松尾 松尾	岩屋戸		1	1979	33	405 m ²
上椎葉中山村定住住宅		上椎葉		1	2004	18 12	90 m ² 90 m ²
上椎葉地区山村定住住宅		上推葉		1	2010		
宮の裏山村定住住宅			1824-2,1825-24	2	2014	8	152 m ²
鹿野遊地区山村定住住宅		内の八重		2	2011	11	150 m ²
佐礼山村定住住宅	下福良		1736	2	1996	26	172 m ²
尾前山村定住住宅	不土野		120178	2	1994	28	162 m ²
尾前地区山村定住住宅	不土野		303-3	3	2010	12	226 m ²
不土野地区山村定住住宅	不土野		1709-1,1709-2	2	2013	9	152 m ²
下松尾山村定住住宅	松尾	引地	362-9	1	2001	21	86 m ²
矢立地区山村定住住宅	大河内		1302-659	1	2014	8	75 m ²
大河内山村定住住宅	大河内		708-118	2	1995•2010	26.11	162 m ²
尾平教員住宅	下福良		501-15	2	2006	16	120 m ²
上椎葉教員住宅(椎葉小下)			1747-120	1	1997	25	60 m ²
若宮教員住宅(中学校上)	下福良		106	2	1986	36	120 m²
若宮教員住宅(寄宿舎下)	下福良		106-18	1	1988	34	120 m²
若宮教員住宅(校門前)	下福良		106-8	2	2003	19	120 m²
尾向教員住宅(グラウンド上)	不土野		383	1	1992	30	60 m ²
尾向小校長住宅	不土野		348-3	1	1992	30	61 m²
尾向教員住宅(対岸)	不土野	尾谷	221-3	4	1997~1998	24~25	240 m²
不土野教員住宅	不土野	不土野	1394-1	3	1981 • 1996 • 2016	40.25.5	
松尾教員団地	松尾	筈割礼		8	1994 • 1996	27.25	477 m ²
松尾村営住宅(松尾教員団地内)	松尾	筈割礼	434-3	1	1996	26	60 m ²
小崎村営住宅(竹の枝尾橋)	大河内	上竹の枝尾	1979	1	1982	40	68 m²
小崎村営住宅(竹の枝尾日当)	大河内	上竹の枝尾	1939-8	3	1995•1996	26.25	240 m²
小崎村営住宅(新橋上)	大河内	雨木	1667-18	1	1992	30	61 m²
小崎村営住宅(新橋下)	大河内	雨木	1783	1	1996	26	60 m ²
大河内教員住宅(平)	大河内	平	708-118	2	1995	27	162 m²
大河内教員住宅(小学校横)	大河内	野々首	1107	1	1983	39	120 m²
椎原公営団地	下福良	椎原	718,719	3	2018	4	180 m²
不土野教員住宅(山村横)	不土野		1708-2	1	2017	5	60 m²
椎葉小教員住宅(下椎葉)	下福良	下椎葉	583-37	8	2018	4	480 m²
	_		_	_			

現状と課題	・公営住宅が30棟92戸、村営住宅が10棟15戸、へき地教職員住宅が37棟49戸建設されています。築年数が40年以上経過しているものが多数あり、老朽化が進んでいる状況です。課題としては、公営住宅は社会資本整備総合交付金を利用して随時改修工事を行うのに対し、村営住宅やへき地教職員住宅については更新以外の制度事業がなく、大規模改修等の実施が困難な点です。
点検・診断等の実施方針につ いて	・標準修繕周期を踏まえて定期的な調査を行い、適切な時期に 予防保守的な修繕を行うための基礎を確立します。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・引き続き利用していく住宅については間取りの改善や住戸及び住棟設備の機能向上を行い、居住性を向上させます。また、高齢者等が安全に居住できるようにバリアフリー化を推進していきます。
安全確保の実施方針について	・防犯性や落下及び転落防止など生活事故防止に配慮した改善を行います。
耐震化の実施方針について	・昭和56年以前に建築されたストックについて新耐震基準に準じた耐震診断を随時行っている状況です。また、診断において耐震性なしと診断された場合には、速やかに耐震改修または建替を行います。
長寿命化の実施方針について	・一定の居住性や安全性等が確保されており長期的な活用を図るべき住棟において、耐久性の向上や、躯体への影響の低減、維持管理の容易性向上の観点から予防保全的な改善を行っていきます。
統廃合等の推進方針について	・木造、非木造の区別や標準対応年数、現在の利用状況を総合的に判断し、年次計画で建替、新規供給を計画します。また、各地区に整備された公営住宅等の必要性を考慮し、村内全域でのバランスのとれた建替及び新規供給計画を策定します。

1-9 農業施設

(1) 施設概要

+ / ☆∋□ 夕	住所			施設数	松工左车	⟨欠 \ □ ⟨元 *\ \ □	分がまま
施設名	大字	小字	番地	他 政数	竣工年度	栓適年級	総延床面積
桑の木原椎茸生産施設	下福良	桑の木原	225番地2	1	2006	16	4,460 m²
春の平椎茸生産施設	下福良	大中尾	163番地189	1	2006	16	1,584 m²
不土野上椎茸生産施設	不土野	不土野	1482番地	1	2002	20	2,901 m²
坂本椎茸生産施設	不土野	坂本	1672番地,1673番地	1	2003	19	1,410 m²
天包椎茸生産施設	不土野	天包	1589番地2	1	2003	19	1,066 m²
唖谷椎茸生産施設	松尾	岩立山	907番地8	1	2000	22	1,018 m²
栗の尾椎茸生産施設	松尾	岩立山	907番地37	1	2001	21	1,614 m²
臼杵又椎茸生産施設	大河内	臼杵又	1870番地126	1	2002	20	3,638 m²
竹の枝尾日当椎茸生産施設	大河内	上竹の枝尾	1939番地5	1	2002	20	740 m²
桑の木原農産物加工工場	下福良	大中尾	144番地35	1	1986	36	136 m²
尾八重農産加工施設	下福良	横野	2149番地	1	1998	24	122 m²
栂尾農産加工センター	大河内	栂尾	234-3	1	1992	30	50 m²
大河内農産加工センター	大河内	城	677-156	1	1987	35	50 m²
小崎農産加工センター	大河内	雨木	1665	1	1987	35	50 m²
家畜管理センター	下福良	尾平	509-145	1	2001	21	233 m²
村営飼料供給施設	大河内	矢立	1302-810	1	1980	42	439 m²
小崎地区農作業機械格納庫	大河内	下野	1465番地23	1	2000	22	98 m²
尾向地区育苗施設	不土野	唐谷	710番地34	1	2009	13	441 m²
間柏原ハウス	下福良	下福良	319番地186	1	2018	4	642 m²
浅薮ハウス	不土野	浅薮	1746番地13,1746番地6	2	2020	2	1,197 m²

現状と課題	・現在、農林業関係施設として使用していますが、設置から年数が経過しており、老朽化が進行している箇所が見受けられます。
点検・診断等の実施方針につ いて	・基本的には使用者が点検等を行いますが、大規模な補修が発生した場合には、担当課にて確認を行い、点検及び診断等の実施方針を策定します。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・使用料の範囲で維持管理を行いますが、大規模な補修が発生した場合は、維持管理者からの報告を受け、担当課の立ち会いのもとで必要となる補修箇所の確認を行い、補修等の実施方針を策定します。
安全確保の実施方針について	・老朽化が進行している施設を優先的に点検し、使用に支障がないよう、安全確保を行います。
耐震化の実施方針について	・耐震化についての判断は実施していませんが、施設利用に影響が出ないよう、適正に維持管理を行います。
長寿命化の実施方針について	・適正に維持管理を行い、長期的に利用できるよう必要に応じた 長寿命化に取り組みます。
統廃合等の推進方針について	・使用者と緊密に連携を取り、統廃合等に関する案件が発生した場合には、利用者の意向を尊重しながら検討を行います。

2. インフラ系施設の現状及び実施方針

2-1 道路

村道

(1)施設概要

路線数: 419

延 長: 488,316 km

(2) 現状・課題及び実施方針	
現状と課題	・本村は、489路線、延長488,316kmの村道を整備し管理しています。本村の面積は広大で、集落が点在しているため、管理する道路は年々増え続けています。村道は、人、物の輸送の役割を果たすだけでなく、避難路など防災としての役割も持っています。しかし、整備から年数を経過した道路の舗装部分や、目に見えない部分(路盤等)の老朽化が複数の路線で確認されているため、適切な維持管理や更新が求められています。また、橋りようや道路に付随している他の工作物も同様に、維持管理や更新の対象施設が複数ある状況です。
点検・診断等の実施方針につ いて	・道路に関しては、舗装を含む路面状況や小規模附属物の確認パトロールを強化しながら、維持管理を継続して行います。 ・橋りょうに関しては、道路部分と同様に適切な方法で巡視や点検、診断を実施するとともに、5年に1回の定期点検を行います。また、災害等により施設状況が大きく変化した場合や、新たな点検手法等の知見が得られた場合などは、長寿命化計画の見直しを実施します。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・道路については、平成22年度に維持補修計画を策定し、定期 点検等を行いながら、修繕が必要と判断した部分から、予算の範 囲内で維持管理を行っています。また、舗装及び小規模附属物 に関しては、個別施設計画を策定して維持管理に努めます。 ・橋りょうに関しては、平成23年度から10年間の修繕計画を策定 しており、点検や診断等の結果とともに維持管理を適切に行って いきます。
安全確保の実施方針について	・施設が壊れた場合及び災害時に復旧が必要と判断された施設については、速やかに修繕を行っていきます。 ・橋りょうに関しては、長寿命化計画策定時、見直し時の定期点検などを行い、危険な状態の橋りょうが存在しないよう取り組んでいきます。
耐震化の実施方針について	・橋りょうについては、修繕計画に基づく修繕終了後に、重要橋 りょうから、順次耐震化を行っていく予定となっています。

長寿命化の実施方針について	・道路については、定期的な点検と適切な維持を行うことによって、施設を長期的に使用することを目指していきます。また、舗装及び小規模附属物についても個別施設計画の中で長寿命化を図ります。 ・橋りょうについては、道路と同様に取り組みながら、現在橋梁長寿命化計画を見直しています。その後は、計画に基づいて大規模修繕等、長寿命化を図り、安全確保やコストの減少を目指します。
統廃合等の推進方針について	・廃止にする可能性はほとんどありませんが、地域の状況や各計画に基づいた道路配置を行います。

林道

(1)施設概要

路線数: 33

延 長: 229,240 km

(2) 現状・課題及び実施万針	
現状と課題	・本村は、33路線、229,240kmの林道を管理しています。林産物等の輸送の役割を果たすだけでなく、生活道や避難路としての役割も持っており、重要な施設となっています。しかし、経年劣化による道路の舗装部分や、目に見えない部分(路盤等)の老朽化があり、適切な維持管理や更新が求められます。また、橋りょうや道路に付随している他の工作物も同様に、維持管理や更新の対象施設があります。
点検・診断等の実施方針につ いて	・道路に関しては、路面状況の確認パトロールを強化しており、 舗装部分の維持管理を継続していきます。 ・橋りょうに関しては、目視その他適切な方法により巡視や点検を 一定の期間及び基準で実施するとともに、施設の診断を行いま す。また、災害等により施設状況が大きく変化した場合や、新た な点検手法等の知見が得られた場合などには、長寿命化計画の 見直しを実施します。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・道路については、平成22年度に維持補修計画を策定し、定期 点検等を行いながら、修繕が必要と判断した部分から、予算の範 囲内で維持管理を行っています。 ・橋りょうに関しては、平成23年度から10年間の修繕計画を策定 し、平成24~25年に一部を補助事業で修繕を実施しています が、今後の予算確保が課題となっています。

安全確保の実施方針について	・施設が壊れた場合及び災害時に復旧が必要と判断された施設については、速やかに修繕を行っていきます。・橋りょうに関しては、長寿命化計画策定時、見直し時の定期点検などを行い、危険な状態の橋りょうが存在しないよう取り組んでいきます。
耐震化の実施方針について	・橋りょうについては、修繕計画に基づく修繕終了後に、重要橋 りょうから、順次耐震化を行っていく予定となっています。
長寿命化の実施方針について	・道路については、定期的な点検と適切な維持を行うことによって、施設を長く使うことを目指します。・橋りょうについては、現在橋梁長寿命化計画を見直しています。その後は、計画に基づいて大規模修繕等、長寿命化を図り、安全確保やコストの減少を目指します。
統廃合等の推進方針について	・廃止することはありませんが、利用状況を考慮しながら、村道への昇格等、地域の状況や各計画にあった道路配置を行うことを検討します。

農道

(1)施設概要

路線数: 8

延 長: 3.8 km

現状と課題	・各集落に整備してきた農道については、集落ごとに維持管理を 行っています。しかし、経年により施設の老朽化が進み、補修等 が必要な箇所が発生している状況です。
点検・診断等の実施方針につ いて	・基本的には、維持管理者が保守点検を行いますが、大規模な 補修に伴う点検等については綿密に調査を実施し、施設ごとに 修繕計画の策定を行います。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・維持管理者からの報告を受け、担当課の立ち会いのもとで必要 となる補修箇所の確認を行い、予算付け及び補修を実施しま す。

安全確保の実施方針について	・損傷が見受けられる農道を優先的に点検し、通行に支障がないよう、安全確保を行います。
耐震化の実施方針について	・耐震化についての判断は実施していませんが、通行に影響がないよう、適正な維持管理を行います。
長寿命化の実施方針について	・大規模な改修は多額の経費を要するため、通行の際の安全確保に努めた上で、必要最低限の適正な維持管理による長寿命化に取り組みます。
統廃合等の推進方針について	・各集落と緊密に連携を取りながら、統廃合に関する案件が発生 した場合には、まず利用者の意向を確認し、十分な協議検討を 行った上で判断します。

2-2 水道施設

(1) 施設概要

施設名	住所			松弛粉		奴温左***	総延床面積
	大字	小字	番地	旭餀剱			松進水田惧
上椎葉浄水場	下福良	大中尾	144-21	1	1999	23	298 m²
岩屋戸浄水場	松尾	引地	396-15	1	2014	8	38 m²

(2) 現状・課題及び美施方針	
現状と課題	・水道事業には簡易水道(上椎葉水道施設、岩屋戸水道施設)と 飲料水供給施設があり、施設及び工作物を所有しています。建 物や施設は比較的新しく問題はありませんが、電気設備等は耐 用年数が少ないため計画的な更新が必要となります。
点検・診断等の実施方針につ いて	・日々の巡回により施設に異常がないか点検するとともに、管路 の老朽化による漏水が無いか有収率をもとに判断しています。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・水は生活に必要なものであるため、施設の安定的な維持運営に努めます。特に電気設備等は異常が発生すると、ろ過停止につながるため耐用年数を経過した設備については随時更新していきます。
安全確保の実施方針について	・老朽化が進行した施設については優先的に点検・更新を行い ます。毎日の水質検査と毎月の定期水質検査を行い、安全な水 の供給を行います。
耐震化の実施方針について	・上椎葉水道施設は平成9~11年度に全面更新しています。また、岩屋戸水道施設は平成25~26年度に全面更新しており、 浄水施設及び管路の耐震化は完了しています。
長寿命化の実施方針について	・水道施設の定期的な点検や維持管理をすることにより、施設を長期的かつ安定的に運営していきます。
統廃合等の推進方針について	・平成27年4月に2つの簡易水道を経営統合しており、今後の統合予定はありません。・平成30年に大河内本郷地区に飲料水供給施設を新設する計画があります。

2-3 発電所施設

(1) 施設概要

施設名		住所			竣工		総延床面積
旭以有	大字	小字	番地	施設数	- 吸工干及	莊旭十剱	松延水田惧
間柏原発電所	下福良	下福良	319-109	1	2014	8	193 m²

(4) 况从"硃闼及い美旭万到	
現状と課題	・発電所の施設として、建屋、堰堤、導水路、水槽、水圧鉄管、 発電機及び水車、送電線がありますが、各法令及び保安規定に 準じてより施設の点検等を実施しています。
点検・診断等の実施方針につ いて	・各法令及び保安規定による各種点検及び年次点検を実施、計画しています。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・保安規定に準じた点検により確認できた問題点については、速やかに対応します。また、災害等で被災した場合には担当課で協議の上、修繕に取り組みます。
安全確保の実施方針について	・災害等により施設が損傷し、安全確保の面で必要性が生じた 場合には速やかに復旧を行います。
耐震化の実施方針について	・保安規定に準じた点検等を毎年実施しており、結果を踏まえて検討していきます。
長寿命化の実施方針について	・各法令及び保安規定を遵守し、適正な維持管理、計画的な補 修等による長寿命化を目指します。
統廃合等の推進方針について	・統廃合については、現時点では対象としていません。

2-4 通信管理施設

(1) 施設概要

施設名		住所		施設数		経過年数	総延床面積
	大字	小字	番地		以上十尺		
椎葉村地上デジタル放送センター	下福良	上椎葉	1777番地	1	2009	13	72 m²
椎葉村地上デジタル放送サブセンター	大河内	平	708番地93	1	2009	13	21 m²
尾八重携帯電話通信施設	下福良	一ツ戸	2412-3	1	2009	13	
古枝尾携帯電話通信施設	不土野	轟谷	1790-4,13	1	2011	11	
尾向携帯電話通信施設(寺床、管の迫)	不土野	寺床	360-33	1	2002	20	
	不土野	菅の迫	442-26	1	2002	20	
不土野携帯電話通信施設	不土野	坂本	1689-55	1	2005	17	
松尾携帯電話通信施設	松尾	囲井	352-82	1	1999	23	
大河内携帯電話通信施設	大河内	平	708 - 166	1	2002	20	
中山携帯電話通信施設	大河内	中山	173-194	1	2010	12	
栂尾携帯電話通信施設	大河内	栂尾	186-124	1	2010	12	
大藪携帯電話通信施設	大河内	大藪	500-131	1	2011	11	
横瀬携帯電話通信施設	大河内	大桑ノ木	570-3	1	2011	11	
椎葉中崎局携帯電話通信施設	下福良	財木	1302	1	2016	6	
桑の内局携帯電話通信施設	下福良	財木	1257	1	2016	6	
椎葉ツヅラ局携帯電話通信施設	下福良	財木	1320	1	2016	6	
椎葉財木局携帯電話通信施設	下福良	財木	1259	1	2016	6	

現状と課題	・運用開始から7年弱経過しており、映像や通信系機器の老朽化が進行しています。また、実際に機器故障も起こっており、その都度スポット修理を実施しています。 ・主要機器の保守対応期間が終了していることから、計画的な設備更改が求められていますが、多大な費用を要するため財源捻出が課題となっています。
点検・診断等の実施方針につ いて	・機器の耐用年数にて診断し、対応しています。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・維持管理や修繕はスポット対応しており、機器更改については 平成29年度より計画的に実施していきます。

安全確保の実施方針について	・老朽化が顕著な機器及び最低限の行政サービスを提供するための主要機器について、優先的に更改を実施していきます。
耐震化の実施方針について	・地上デジタル放送センターは震度7に耐えうる構造となっており、当該センターに収容している機器については問題ないと考えています。・その他インフラについては共添架柱や住宅に依存するため対策が難しい面があります。
長寿命化の実施方針について	・平成30年度より計画的に機器更改を実施していきます。
統廃合等の推進方針について	・統廃合できる施設が存在しないため、検討していません。

2-5 衛生管理施設

(1) 施設概要

施設名		住所		振	竣工年度	経過年数	総延床面積
旭权有	大字	小字	番地	旭叹奴	竣工 平及	胚週十数	松進外則領
椎葉村クリーンセンター	下福良	野老ヶ八重	697番地7号,697番地22号	1	1996	26	480 m²
夜狩内し尿処理施設	下福良	夜狩内	476番地26号	2	2014~2015	6~7	120 m²

(2) 現状・課題及び実施方針	
現状と課題	・クリーンセンターの業務は広域連合(清掃センター)へ運営から維持管理まで委託しています。また、老朽化が懸念されていたし尿処理場は平成26年度に更新したことにより、現在は効率よく機能を果たしている状況です。
点検・診断等の実施方針につ いて	・施設は委託業者により点検・診断等を行っており、特殊設備(バケット、タイヤショベル、ミニバックホー)については年次点検を実施しています。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・委託業者による随時点検や法令等に基づく点検の結果に基づき、必要に応じて随時修繕等の対策を実施していきます。
安全確保の実施方針について	・通常は委託業者の関係者のみの利用となっていますが、作業 員の安全確保のため、点検診断等において問題が判明した場 合には、早急な対策を講じます。
耐震化の実施方針について	・今のところ耐震性能に問題はありませんが、委託業者による日常の点検により、必要に応じて対策を行います。
長寿命化の実施方針について	・クリーンセンターについては、委託業者による点検や診断結果 に基づいて長寿命化の対策を行うとともに、新たに建設されたし 尿処理場は長期的に利用できるよう適切な維持管理に努めま す。
統廃合等の推進方針について	・クリーンセンターの本来業務や施設運営は広域連合へ統合されています。し尿処理場は他に同類の設備がないないため、統廃合の検討は今のところありません。

2-5 衛生管理施設

(1) 施設概要

施設名	住所			施設数竣工年度		奴温左米	妙 孤
	大字	小字	番地	旭餀剱	- 吸工中及		松進水曲傾
椎葉村国民健康保険病院	下福良	上椎葉	1747番地5	1	1994	28	2,263 m²
医師住宅	下福良	上椎葉	1785番地	1	2012	10	107 m²
研修医住宅	下福良	上椎葉	1747番地5	1	2011	11	115 m²

(2) 現状・課題及び実施方針	
	・平成6年度に建設され、耐用年数の約半分を経過した状況です。引き続き修繕などの管理を行いながら、施設運営を行っていきます。
現状と課題	
点検・診断等の実施方針につ いて	・施設が年数を経るのに合わせて、点検回数の増加を検討し、状況に応じて施設ごとの修繕計画を策定します。法令に基づくものは、今後も定期的に実施していきます。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・点検委託業者からの報告による取り組みのほか、利用者(患者、家族も含む)からの報告や職員等による目視などでの点検で必要とされる修繕も適切に行っていきます。
安全確保の実施方針について	・老朽化が進んだ箇所及び安全面及び診察・療養環境に配慮した箇所を優先的に点検していきます。また、医療施設として高齢者及び患者に配慮して安全性を高めていくことを、引き続き検討、実施していきます。
耐震化の実施方針について	・耐震改修促進法で規制対象となる施設ではありませんが、今後の災害等に備えるための維持管理を継続して行います。
長寿命化の実施方針について	・大規模改修は行わず、定期的な点検や維持管理を行うことで、 施設の長期利用を図ります。
統廃合等の推進方針について	・当施設については、現時点で統廃合等の予定はありません。

2-7 その他施設

消防

(4) 児仏・珠越及い夫旭万軒	
現状と課題	・消防団が組織された昭和22年から最大13部制となった各部に消防機庫や防火水槽を設置し、これまで維持管理を適正に行っています。消防機庫は各部からの要望で建て替え等を行っており、現状で古い機庫は第3部と第7部の2施設となっており、それ以外の施設は建て替えが完了しています。防火水槽は年次計画により小集落単位で新設を行っており、現在はプール型の施設への蓋の設置も併せて進めています。 ・近年はヘリポート場として各小中学校のグラウンド等を活用しており、向山ヘリポート場は防災拠点として整備を行った施設であり、適正な維持管理を実施していきます。
点検・診断等の実施方針につ いて	・消防団各部へ適正な維持管理を指導しつつ、補修等の財源が必要な分に関しては行政により対応しています。また、年2回の防火査察の際に、消防機庫や防火水槽等の点検、要望聞き取りを実施しています。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・消防団各部で適正な維持管理を実施しており、修繕等に関しても各部からの要望を受けた後に、調査検討を行い実施しています。
安全確保の実施方針について	・消防団各部により日頃の点検や、年2回の防火査察時の清掃等を実施し、安全確保を行っています。
耐震化の実施方針について	・消防機庫に関しては、耐震診断を実施していませんが、防火水槽に関しては、地震による崩壊の発生が懸念されることから耐震性貯水槽の設置等も検討しています。
長寿命化の実施方針について	・建て替えや改修時の施工管理を適正に実施し、消防団各部による適正な維持管理を徹底します。

統廃合等の推進方針について	・消防機庫に関しては、13部制時代の施設を最大として適正な維持管理を実施し、各部の統廃合後も旧部管轄として適正に維持管理をしています。
---------------	---

治山

現状と課題	・谷止工、山腹工、飲料用水取水施設、防災灯と多種多様な施設があり、地域住民の情報提供や協力により施設の点検等を実施しています。
点検・診断等の実施方針につ いて	・担当課や要望を行った地域住民等で緊密に連携を図り、年次点検を実施しています。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・点検時に確認された問題点については、速やかに対応し、災害等で被災した場合には県に協議の上、各種補助事業を活用し修繕等を行います。
安全確保の実施方針について	災害等により施設等が壊れた場合には、安全確保を優先とした 復旧及び改修を速やかに行います。
耐震化の実施方針について	・専門家等の意見を参考にして、今後検討していきます。
長寿命化の実施方針について	・適正な維持管理により、計画的な補修等コスト削減による長寿命化を目指します。

	・統廃合については、現在検討していません。
統廃合等の推進方針について	

河川

現状と課題	・本村の河川は、V字型の深い渓谷を形成し、僅かな緩斜部に 人家及び農地が点在しています。さらに、河川沿いに道路が 走っている場所も多く、梅雨期や台風期に集中する豪雨のたび 被害が発生しています。河川に付随している護岸等の工作物並 びに急傾斜施設も同様に、維持管理や更新の対象と考えられま す。
点検・診断等の実施方針につ いて	・出水期前の定期点検等を行いながら、維持管理を継続していきます。
維持管理・修繕・更新等の実施 方針について	・平成22年度に維持補修計画を策定し、定期点検等を行いながら、修繕が必要と判断した部分から、維持管理を行っています。
安全確保の実施方針について	・施設が壊れた場合及び災害時に復旧が必要と判断された施設については、速やかに修繕を行い安全確保に努めます。
耐震化の実施方針について	・対策工の選定にあたっては、耐震基準を満たすものを採用しています。
長寿命化の実施方針について	・定期的な点検と適切な維持を行うことによって、施設を長く使うことを目指していきます。
統廃合等の推進方針について	・廃止予定はありません。